

## 熊本県行政文書等の管理に関する条例の一部改正について②

### 1 改正の背景・趣旨

- 個人情報保護法（以下「法」）の改正により、法上の個人情報の定義規定が、本県にも適用。
- 法改正により、行政機関等匿名加工情報の提供・利用制度が創設。  
→①行政機関等匿名加工情報、並びに②①の作成時に削除した特定の個人を識別することができる情報及び個人識別符号（以下「削除情報」）について、利用等が特別に制限。（法令（条例を含まない）に基づく場合以外、利用等不可。）  
※情報公開条例を改正し、上記①及び②を不開示情報に追加。

### 2 改正内容

- 条例中の個人情報の定義を法上の定義に合わせる。第 1 4 条
- 上記 1 ①及び②の情報を、特定歴史公文書の利用不可情報に追加する。第 1 5 条
- その他規定の整理を行う。（特定歴史公文書中にある個人情報について、本人が利用できる場合を整理。第 1 6 条）

### 3 改正理由

- 「個人情報」の定義を一元化するため。
- 行政機関等匿名加工情報については、法において独自の完結した提供の仕組みが設けられており、他の手続により提供されることがないようにするため。（特定歴史公文書の利用制度により提供されることとなると、行政機関等匿名加工情報の取扱いに対する国民の信頼を害するおそれがあるため。） ※情報公開条例との整合を図る。

別添「熊本県行政文書等の管理に関する条例新旧対照表」のとおり

資料 3 - 3